

貿易保険の在り方に関する懇談会 報告書

— 今後の貿易保険の在り方について —

1. はじめに

1-1. 我が国企業の対外取引を取り巻く環境の変化

現在、国際通貨基金（IMF）が「グレート・ロックダウン」と表現するほどの（※IMF 世界経済見通し、2020年4月）、大恐慌以来の世界経済危機の最中にある。新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）の世界的な流行により、人と人との接触が制限されたことで「供給ショック」と「需要ショック」の両面が起これ、2020年の実質GDP成長率は、リーマンショック後のマイナス0.1%をはるかにしのぐマイナス4.4%（※IMF 世界経済見通し、2020年10月）と予測されている。貿易・投資についても、2020年の世界の財貿易量の伸び率は前年比9.2%減（※WTO 世界貿易見通し、2020年10月）、世界の対外直接投資額は2020年上半期で前年同期比49%減（※UNCTAD 海外投資報告書、2020年10月）と試算されており、コロナ危機は国境を越える経済活動を大きく鈍化させている。

新型コロナは、企業が経済活動を行う上でのリスク見積りにも、質的に大きな影響を与えている。これまで、戦争、テロ、内乱等のいわゆる非常リスクは先進国では低いとみるのが常識であったが、今般のコロナ危機は、先進国の案件についてもリスクにさらされる可能性を顕在化させた。また、近年は貿易摩擦や経済制裁等の地政学リスク、気候変動に起因するリスク等も顕在化してきており、経済活動を行う上での予見可能性が益々低下してきている。

さらに、中長期的なトレンドとして、我が国企業の対外取引のビジネスモデルが変化している。我が国の経常収支を支える項目は、貿易収支から第一次所得収支（証券取引収益、配当等）に移行しており、これに伴い企業は長い期間に亘り、リスクテイクする必要性が生じている。企業が行う海外ビジネスについても、本邦と外国との間の直接の貿易・投資にとどまらず、外国同士を仲介する貿易や外国にある法人を経由した再投資などが頻繁に行われるようになり、ビジネス活動に伴うリスク構造はより複雑になっている。また、デジタル化の進展により技術の新陳代謝が加速するとともに、2015年に制定された国連の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）に向けて、各企業が新たな技術の開発やビジネスに挑戦することへの社会的要請が高まっている。

1-2. 貿易保険に求められるもの

貿易保険は、企業の輸出、投資、融資等の対外取引について生じる民間の保険では救済できないリスクを対象とする保険である。当初政府が運営をしていた貿易保険事業は、2001年に独立行政法人日本貿易保険に移管され、2017年には株式会社化された。株式会社日本貿易保険（以下「NEXI」）は、貿易保険事業を行うことを通じて、我が国企業の対外取引の健全な発達を図ることを目的としている。新型コロナウイルスの流行によって足元で起こっている我が国企業の対外取引の停滞、経済全体の縮小を前に、貿易保険に期待される役割は大きい。こうした中、NEXIは、新型コロナウイルスの影響による損失について保険金の支払や、海外日系子会社の運転資金調達への付保等を通して日本企業に対する支援を行っている。一方で、利用者からは、一部の保険において制度上、新型コロナウイルスを事故事由として保険金が支払われないことなどについて改善を求める声がある。また、上述した我が国企業を取り巻く中長期的なビジネス環境の変化を受けて、こうしたビジネスの実態に即した制度や運用の改善を行い、我が国企業の競争力強化につながるような商品の提供を求める声もある。

他方で、NEXIは、中長期の収支相償の原則の下で、貿易保険事業を営んでおり、この原則が崩れるようなことがあってはならない。加えて、NEXIが扱う商品が保険である以上は、偶然性や外来性といった保険の基本的な骨格が維持されなければならないことは言うまでもない。貿易保険の制度や運用の見直しを行うにあたっては、利用者ニーズを踏まえつつ、保険という事業の範囲で、中長期の収支相償の原則の下、NEXIが自律的経営を継続できるように制度設計や運用改善を行うことが大前提となる。

1-3. 懇談会の開催と本報告書の位置づけ

こうしたビジネス環境の変化とNEXIに求められる役割を踏まえ、今後、我が国企業の海外進出等をより一層積極的に後押ししていく観点から、貿易保険の利用者、民間損保会社、学識経験者、国際情勢の専門家等様々な立場の有識者をメンバーとする「貿易保険の在り方に関する懇談会」を開催し、貿易保険制度の在り方について、以下の三つの観点から議論を行った。

- (1) 新型コロナウイルスの影響により顕在化した課題と対応
- (2) 新型コロナウイルス以外に予見されるリスクへの対応
- (3) 利用者ニーズの変化等を踏まえた制度と実態の乖離への対応 等

本報告書は、現行の貿易保険制度の見直しが必要と考えられる項目、現行制度の枠組の中で運用の改善が必要と考えられる項目について、懇談会での議論を通して指摘した課題や対応の方向性についてまとめたものである。

2. 貿易保険に関する課題と対応の方向性

2-1. 貿易保険制度の見直しを検討すべきもの

(1) 保険金支払の対象とする範囲についての考え方

(新型コロナの影響により顕在化した課題への対応)

新型コロナの世界的な流行により我が国企業の対外取引に深刻な影響が生じている中、一部の保険種については、保険金支払の対象となる事故事由や費用が限定的となっているため、新型コロナの影響により生じた損失について保険金支払を受けられなかった、との指摘があった。具体的には、次のような事例が確認された。

- ・ 事業先国のロックダウンによりプラント建設工事中断が起き、作業員の待機費用等が発生したが、こうした追加的な費用を填補する保険の事故事由は、戦争・革命・内乱に限定されており、保険金支払の対象とならなかった。
- ・ 輸出先国のロックダウンによる港湾閉鎖を受けて貨物を輸出する航海スケジュールが変更され、国内で貨物を保管する必要が生じたが、こうした保管費用は、航海・航路の変更による追加的な費用を填補する保険では対象外とされており、保険金支払の対象とならなかった。

今般の感染症に限らず、今後、ビジネスの当事者の責めに帰さない様々なリスクが生じることが想定される中、企業が安心して輸出や投資等の事業を行える環境を整備する必要がある。そのため、こうした当事者の責めに帰さない非常リスクが発生した際、当該企業が追加的に負担することとなった費用を一定程度填補するため、追加的な費用を填補する保険の事故事由を、感染症を含む、戦争・革命・内乱以外の非常リスクにも拡大することが適当である。また、填補対象とする費用に国内での貨物保管料を含めるなど、現実に発生する追加的費用に対応できるよう保険の填補範囲についても拡充することが適当である。なお、こうした手当てを行うにあたっては、今回の指摘に対応するのみならず、今後同様のニーズが利用者から寄せられた際にも速やかに対応できるようにすることが適当である。

他方で、例えば、今般の新型コロナの流行を例にとると、数人の感染から大規模な都市封鎖まで、その影響は広範であるところ、いたずらに保険の対象を拡大すると、保険料を引き上げざるを得ず、結果的に保険契約者の負担の増加につながるおそれがある。保険の基本的な骨格やNEXIの収支相償の原則等にも留意し、慎重に保険商品の設計を行う必要がある。

(投資先事業の経過的な損失への対応)

開発途上国等では、規制の恣意的な変更等、政府によるビジネスの制限などが行われることがあり、これによって我が国企業の投資先事業にも損失が発生することがある。現行制度における海外投資保険では、事業が不能に至ったこと等が保険金支払の事故事由となっており、事業不能等に至る前の保険金支払はできない。

一方で、我が国企業の投資先へのビジネス制限が具体的に発生しているものの事業不能等にはまでは至っていない段階で保険金が支払われていたならば、その先の事業不能等に至る事態を防止し得たと考えられる事例がある、との指摘があった。

我が国企業の投資先事業の継続や損失の最小化等の観点からは、外国政府による違法な権利侵害等による損失については、事業不能等に至る前の経過的な損失も、保険金支払の対象とすることが適当である。ただし、こうした手当てを検討するにあたっては、保険の基本的な骨格や NEXI の収支相償の原則を逸脱しないよう留意をする必要がある。

(2) 付保対象とする取引の範囲についての考え方

(サプライチェーンの複層化への対応)

我が国企業を取り巻くビジネス環境は、中長期的なトレンドとして、貿易立国から投資立国への転換、ビジネスのグローバル化、サプライチェーンの複層化が進んでおり、これに対応した企業のレジリエンス強化の重要性が高まっている。

こうした中、今般の新型コロナを受けてリスクの考え方が根本的に変化した、との指摘があった。具体的には、従来、海外投資保険は、非常リスクが高い国の案件で活用されていたが、今般の新型コロナの流行により、非常リスクが低いと判断された国の案件についてもリスクにさらされる可能性があるため、企業の行う事業に伴うリスクをより広範に引き受ける必要性が生じている。加えて、サプライチェーンの複層化に伴い、我が国企業が海外に直接投資するにとどまらず、海外投資先から再投資し、更にその先に再々投資するという間接投資スキームが拡大するという変化も生じている。

こうしたことなどを踏まえ、現在の海外投資保険は、我が国企業が行う直接投資における損失のみを填補対象としているところ、企業が行う直接投資のみならず、再投資先以降の間接投資についても保険の対象とし、我が国企業のレジリエンス強化を支援できるようにすることが適当である。

(仲介貿易への対応)

我が国企業がある外国から別の外国へ貨物の販売を仲介する取引である仲介貿易について、新型コロナの影響による輸出者の業況悪化や、船積国でのロックダウンにより銀行や物流システムが影響を受けて LC (信用状) の安定性が損なわれたことなどにより、購入代金の

前払を求められることが増えている一方で、仲介貿易における前払金については前払取引に関する保険（前払輸入保険）の対象になっていない、との指摘があった。

現在、前払輸入保険は、本邦への輸入に関する前払金のみを対象としている。これは、輸入取引は日本に裨益のある取引であるとの考えに基づいているところ、仲介貿易を前払取引に関する保険の対象に含めるかを判断するに際しても、日本裨益となる取引であるか否かを考慮する必要がある。仲介貿易には様々なものがあるが、原油やレアメタル等の仲介貿易を例にとれば、通常時日本に物品が輸入されないとしても、我が国企業がこれらの資源の利権を有しておくことで、非常時には当該資源を日本に輸入できるなどの利点が考えられる。また、例えば、我が国企業が、外国から調達した原料を第三国にある日系企業に供給する際にも、こうした仲介貿易が活用されている、との指摘があり、海外の日系企業の支援に繋がるという利点も考えられる。そのため、こうした仲介貿易については、前払取引に関する保険の対象とすることが適当である。他方で、仲介貿易が日本へもたらす意義は案件ごとに異なると考えられることから、付保をする際には、日本裨益があるかを精査することが適当である。

さらに、後払の仲介貿易の取引について、現在は、本邦及び仕向国での非常リスクの発生のみが保険の対象とされているところ、船積国でのロックダウンなど、本邦と仕向国以外の国で起きた非常リスクも保険の対象にできないか、との指摘があった。船積国・サプライヤーのリスク審査方法、適切な保険料設定等に留意しつつ、こうした指摘への対応を慎重に検討することが適当である。

（３）国際金融機関との連携についての考え方

新興国等におけるインフラシステム開発の需要が拡大する中、グローバルな企業競争が拡大し、国際分業が進んでいる。こうした中、我が国企業が事業の全てを担う「オールジャパン」から、我が国企業が核となる技術を持ち、他国企業と連携して案件を獲得する「コアジャパン」へとシフトが進んでいる。

こうした情勢を踏まえ、我が国企業の海外進出を更に支援するため、NEXI についても、国際金融機関や海外の輸出信用機関（Export Credit Agency：ECA）との連携を一層強化することが求められている。

例えば、潜在性あふれる成長市場として、アジアに次ぎ、注目を集めているアフリカ地域について、NEXI はこれまで、国際金融機関との協力覚書の締結により、アフリカ貿易保険機構（ATI）にアフリカへの輸出や投融資を考える我が国企業の相談窓口（ジャパンデスク）を創設するなどの国際連携を進め、企業のビジネス機会を創出・支援する取組を進めてきた。こうした取組を更に強化するとともに NEXI の国際金融機関に対するレバレッジを強化し、これらの機関から融資や海外情報を得ることで、我が国企業の海外展開を更に進めていく観点から、例えば国際金融機関への出資によって NEXI と国際金融機関との連携を強化することが適当である。

(4) その他

中小企業を含む我が国企業が、これまで取引のなかった地域でのビジネスを拡大していく際、現地企業の信用力の確認が容易ではない、との指摘があった。我が国企業がこれまでなかなか進出できていない地域での対外取引を更に推進する観点からは、新興国等の取引先企業・現地金融機関の信用リスクや、金利変動リスク等を適切に評価し付保できるようにするなど、更なる支援を検討することが適当である。

このほか、ビジネス環境の変化等を受けて、貿易保険の利用実態や利用者ニーズも変化する中、貿易保険制度と実態が乖離しているものがある、との指摘があった。例えば、輸出取引において、同一のバイヤーとの取引を反復継続的に行っている中で、取引相手方の先行契約における代金支払の遅滞は、後行契約の輸出不能に関する事故事由になっていない、との指摘があった。特にオーダーメイド品は輸入者の都合で輸出ができなくなった場合も転売は実質不可能であることなどを踏まえれば、こうした輸出不能に関して、取引相手方の債務の履行遅滞も事故事由とすることが適当である。

また、事業先国の法制度に則り、海外日系子会社への融資は、現地日系金融機関が行う例がみられる中、例えば運転資金の資金繰りへの支援を求める企業等への融資についてはスピードが求められるため、こうした融資への保険の提供については、より迅速に対応できるようにすることが適当である。

2-2. 運用を更に改善すべきもの

現行制度の枠組の中で運用の改善が必要と考えられる項目として、以下の指摘があった。こうした指摘について、速やかな検討を行うべきである。

(1) SDGs 等の取組支援

持続可能でより良い社会を目指す世界共通の目標として制定された SDGs は、新型コロナが瞬く間に世界的に拡大したことを受け、グローバル化が進んだ現代社会において、地球規模の課題に国際社会が団結して取り組む必要性を一層明らかにした。SDGs の目標達成に向けては、各国政府による取組だけでは不十分であり、企業や地方自治体、アカデミアや市民社会等、多様な主体による行動が求められている。

NEXI では、環境関連の新技术を活用したプロジェクトを対象に、通常よりも付保率を引き上げた「環境イノベーション保険」を 2019 年 7 月に創設し、洋上風力等の再エネ案件や水素・CCUS 等の新技术分野のプロジェクトへの民間資金導入の拡大を支援している。

SDGs の目標達成を更に後押しするため、例えば、グリーン、デジタル等の新しい分野への挑戦を行う場合には、更に付保率を引き上げることは考えられないか、との指摘があった。また、日本が「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を掲げ、「世界のグリーン産業を牽引する」と宣言したことなども踏まえ、企業の新しい挑戦を後押しする観点から、積極的な案件形成を目指すべきカーボンニュートラルやデジタル等の新しい分野を特定し、個別案件に応じて付保率の引上げ等を検討することが適当である。また、SDGs 等の実現に資する案件について、保険料率上のインセンティブ（例えば、SDGs 等に関する要素を、信用リスクの評価項目にカウントすることを検討するなど）を設定するなど、新たな商品の設計を検討することが適当である。

現在の融資保険は、我が国企業が事業を最後まで持ち続けることを前提に設計されていることから、これを柔軟化できないか、との指摘があった。これは、企業のイノベーション促進や事業の新陳代謝を促進する観点からは一定の意義が認められるが、我が国企業が事業から退出した後においても、NEXI が当該事業を支援し続けることについては、日本裨益の観点に留意して、慎重に判断する必要がある。

（２）中堅中小企業の支援拡大・情報提供

NEXI はこれまで、中堅中小企業への直接の付保を行うだけでなく、大手損保会社の提供する中堅中小企業向けの海外投資保険の再保険を引き受けるなど、中堅中小企業の海外進出を様々な面から支援してきた。今後とも、我が国中堅中小企業の対外取引を後押しするために、こうした取組を一層推進していくことが適当である。

また、中堅中小企業の多くは海外に拠点を持つ余力がなく、海外に関する情報は現地に出張をすることなどで収集しているが、特に現在は新型コロナの影響もあり情報収集が難しいため、NEXI の保有する海外情報に企業がアクセスできるサービスを検討できないか、との指摘があった。これについても、JETRO や他のシンクタンクとの役割分担等に留意しつつ、検討を進めることが適当である。

（３）企業の運転資金確保・銀行の融資余力拡大

今般のコロナ危機に加え、近年、貿易摩擦や経済制裁、気候変動等、様々なリスクが顕在化しつつあり、経済活動を行う上での予見可能性が低下してきている。

こうした中、国際的な金融秩序の混乱といった事態に際しては、保険金を、当初の融資返済スケジュールによらず、一括払いするなどの対応は考えられないか、との指摘があった。こうしたニーズに対応するため、一定の保険事故が発生した場合であり、かつ、将来の貸付債権の回収可能性が著しく低いと認められる場合には、それを見越して、保険金の支払を早めるなどの対応を検討することが適当である。

このほか、保険を付していた輸出契約において、新型コロナの影響により代金回収ができなかった際に、信用リスクに起因する事故と整理される場合も多く、これによりバイヤーの格付けが

引き下げられ、新規取引において信用リスクの引受けが不可となってしまうのではないかとの懸念が生じている中、バイヤーの財務体力も見極めた上で、一時的にでもバイヤー格付けの引下げを控えるなどの柔軟な対応を求める指摘があった。また、例えば、入札契約期間中に、新型コロナのような原因によって入札が延長された場合には、国カテゴリーの下方修正を適用するまでの期間の猶予を延長するなどの柔軟な対応を求める指摘もあった。こうしたことを踏まえ、新型コロナのような危機時においては、バイヤー格付けや国カテゴリーの適用を慎重に判断することが適当である。

他方、これらの指摘への対応を検討するにあたっては、収支相償の原則や他国 ECA の対応状況などにも十分留意をする必要がある。NEXI が保険料に見合わないリスクを引き受けた結果、後から保険料を値上げし、結果的に、保険契約者の負担が増加するといった事態を避ける観点からは、運用において慎重に検討を進める必要がある。

(4) 民間損保会社との連携強化

NEXI と民間損保会社は、これまで再保険の引受け等を通じて互いの強みを生かす形で連携を図ってきたが、こうした NEXI と民間損保会社との連携を更に強化することが適当である。

現在、NEXI が民間損保会社から再保険を引き受けることが可能な商品は二種類（輸出保険、海外投資保険）あり、また、国内外で再保険引受けの取扱いが異なっているところ、引受可能な保険の種類を更に増やすことはできないか、との指摘があった。こうした指摘に関しては、NEXI と民間損保会社との連携強化の取組として、前払輸入保険や融資保険といった NEXI の商品についても、再保険制度を活用できるよう検討することが適当である。

他方、再保険の引受対象の拡大に関する検討をするにあたっては、特に融資保険は、一件ごとの引受金額が大きく、また数十年に亘るリスクテイクとなることから NEXI が保険を提供してきたことなどにも留意しつつ、民間損保会社とのリスクシェアについて検討をする必要がある。

このほか、債権回収や企業向けの情報提供など、今後更に連携を強化していくことが適当である。

(5) その他

上記に加え、運用を更に改善すべきものとして、以下の指摘があった。

(海外投資保険の運用改善)

海外投資保険にて填補される損失は純資産持分の毀損のみとなっているところ、資本金が小さく売上高・利益が多い構造の企業への対応が不十分、との指摘があった。

純資産持分を超えた損失についても保険金を支払うとした場合、保険金支払額が無制限に拡大するおそれがあるため、あらかじめ NEXI と利用者の間で保険金支払の上限額を決めることを義務付けるなど、収支相償の原則に留意しつつ実際の運用を検討することが適当である。

(融資保険の運用改善)

融資保険についてリスク（融資返済期間の延長）を行うと、保険期間の延長により追加の保険料を追徴されるが、特に融資を行う金融機関の意思にかかわらず現地法によりリスクを強いられた場合などについては対応を検討できないか、との指摘があった。

NEXI では保険期間にあわせて保険料を徴収するため、保険期間が延びた場合は保険料を追徴するが、期限前弁済等により保険期間が短縮された場合は保険料の返還を行っている。一方、他国 ECA においては、保険期間が短縮された場合において保険料を返還しない上で保険期間が延びた場合にも保険料を追徴しない場合がある。支援対象となる金融機関のニーズも踏まえつつ、対応の方向性を検討することが適当である。

(利用者ニーズに沿った商品設計)

保険の填補事由を利用者が選択することで保険料を抑えたいなど、利用者ニーズに細かく沿った商品設計が好ましい、との指摘があった。このほか、増加費用特約の付帯の可否に関する業種間格差の是正や、EPC 請負契約におけるリスクプロファイルに応じた保険料計算に関するニーズが寄せられているところ、利用者ニーズに沿った商品設計については、複雑な商品開発コストに見合うリターンが得られるかどうかにも留意しつつ、慎重に検討を進める必要がある。

(利用者の保険金回収業務負担の軽減)

NEXI では利用者も保険金回収業務に協力することが求められており負担になっている、との指摘があった。モラルハザードにも留意しつつ、利用者の保険金回収業務（利用者が NEXI に行う状況報告等）における事務手続の簡素化や、終了認定の柔軟化等を検討することが適当である。

(新興国や資源国での我が国のレバレッジ強化)

新興国や資源国での我が国のレバレッジを強化し、我が国の安定的な資源確保につなげるため、貿易保険を活用し、これらの国への財政支援等の連携強化を行うことなどを更に検討することが適当である。また、新興国におけるインフラ整備案件に我が国企業が一層取り組んでいくため、こうした案件に対する民間金融機関の更なる活用を貿易保険として支援することが適当である。

(デジタル化の推進)

新型コロナへの対応として暫定的に行われている各種手続の電子化を恒久化し、デジタル化への対応の促進を図るべきではないか、との指摘があった。まず、現在行われている各種手続の恒久化を行うことに加え、利用者の利便性を更に拡大する観点から、海外投資保険等、現在手続の電子化ができていないものについても電子化に努めていくことが適当である。

2-3. その他の課題

NEXIによる物損の填補を要望する指摘もあったが、現在、物損は、基本的には民間損保会社が提供する保険において対応しており、海外ECAにおいても物損に関する保険引受けを行っている事例は確認できていないため、貿易保険制度で対応することは困難ではないか、との指摘があった。

貿易保険制度の設立趣旨を踏まえつつ、民間損保会社で保険の引受けが困難と考えられるリスクへの対応の必要性について、更に検討することが考えられる。

また、利用者ニーズに機動的に対応する観点から、迅速に制度改善ができる法体系にするべきではないか、との指摘があった。今回具体的に指摘のあった、保険金支払の対象範囲の拡大に関する制度見直しについては、迅速な対応ができる仕組みが措置されるべきであるが、貿易保険制度上のその他の事項についても、利用者ニーズに機動的に対応できる法体系としていくことの必要性について、今後更に検討すべきと考えられる。

3. おわりに

貿易保険は、我が国企業の国際競争力を維持・強化する上で重要な政策ツールであり、ビジネスを取り巻く環境が変化する中で、その役割はますます重要となっている。引き続き収支相償の原則を堅持し安定的に貿易保険を提供しつつ、SDGs の取組等を積極的に支援することで、中堅中小企業を含む我が国企業の国際事業展開を一層後押ししていくことが重要である。

このため、本報告書を踏まえた制度の見直しや運用の改善が早急に行われることを通じて、貿易保険が環境変化に柔軟かつ迅速に対応することで、利用者へのサービス向上を実現し、我が国企業の対外取引の健全な発達に資することを強く期待する。

(以 上)

「貿易保険の在り方に関する懇談会」出席者名簿

■メンバー（敬称略・氏名五十音順）

甲斐 徹	東京海上日動火災保険株式会社	コーポレート運用部部長 兼 保証信用保険グループリーダー
加畑 宏	株式会社サンコートレーディング	取締役 会長
川崎 剛	日揮ホールディングス株式会社	執行役員/渉外部長
工藤 禎子	株式会社三井住友銀行	専務執行役員
高鳥 俊一	住友商事株式会社	経済協力・官民連携推進室長
西巻 さゆり	三菱商事株式会社	日本機械輸出組合貿易保険委員長
保坂 修司	一般財団法人日本エネルギー経済研究所	理事、中東研究センター長
細見 健太郎	三菱重工業株式会社	常務執行役員 C O O エナジードメイン長
◎柳川 範之	東京大学大学院	経済学研究科教授
○横田 絵理	慶應義塾大学	商学部教授

◎は座長、○は座長代理

■経済産業省

飯田 陽一	貿易経済協力局長
岡田 江平	大臣官房審議官（貿易経済協力局担当）
今給黎 学	大臣官房審議官（貿易経済協力局・国際技術戦略担当）
藤井 亮輔	貿易経済協力局 通商金融課長

※他事務局等

■オブザーバー

金融庁
財務省